

## 若年層の空港利用促進キャンペーン業務仕様書

### 1 業務名

若年層の空港利用促進キャンペーン業務

### 2 目的

普段空港を利用する機会が少ない若年層の利用促進を後押しし、既存国内路線の搭乗率向上や若年層を中心とした航空機利用の機運醸成を図るため、徳島阿波おどり空港を往復利用し、SNS投稿をした29歳以下の若者に対して5千円を還元するキャンペーンを行う。

### 3 予算額

金5,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

### 4 業務委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日(金)まで

### 5 委託業務内容

次のとおり、キャンペーンの実施に係る一切の業務を行うこと。

#### (1) キャンペーン名称、申請受付及び景品発送

##### ア キャンペーン名称

名称については、受託者の提案に基づき、委託者と協議の上で決定するものとする。  
(仮称)「徳島 旅せよ青春。」

##### イ キャンペーン実施期間

令和8年7月1日(水)から令和9年1月13日(水)まで  
※阿波おどり時期(8月11日~8月15日)  
及び年末年始(12月29日~1月4日)を除く

##### ウ キャンペーン対象者

以下の全ての要件を満たす者とする。

- ・令和8年7月1日(水)から令和9年1月7日(木)までの期間中に徳島阿波おどり空港を発着する国内線を、座席を確保(航空券購入)して往復利用した者。
- ・生年月日が平成9年4月2日以降の者。

- ・徳島阿波おどり空港をPRする内容のハッシュタグを付けて、公開アカウント（不特定多数が閲覧できるアカウント）でSNSに投稿した者。
  - ※SNSの種類は問わない。
  - ※搭乗日含め7日以内に投稿を完了させ、公開すること。
  - ※ハッシュタグの内容については、受注者が提案すること。

エ キャンペーン景品

景品：デジタルギフト

※景品の内容については、受託者の提案に基づき、委託者と協議の上で決定するものとする。

金額：1人あたり5,000円

上限数：500人

オ Web申請フォームの製作等

(ア) 入力事項

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年代、対象路線の搭乗日

(イ) 添付書類

- ・本人確認書類等（生年月日の確認が可能なもの）の画像
- ・対象路線の航空券又は搭乗証明書の画像
- ・SNS投稿したことが分かる画像（公開アカウント）

(ウ) 景品の発送

申請者のメールアドレス宛に景品（デジタルギフト）を発送すること。

(2) チラシの作成

県内の大学等でキャンペーンの広報を行うために必要となるチラシ（紙及びデジタル）を作成すること。

ア 媒体仕様及び数量

紙チラシ：A4サイズ 両面カラー 5,000枚以上

デジタルチラシ：各種SNS（Instagram、X、TikTok等）

イ その他

- ・デザイン費等の作成にあたり発生する費用は受託者の負担とする。
- ・チラシのデータ（PDF形式、AI形式）を提出すること。
- ・契約履行過程で生じた成果物、制作物、記事等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者及び徳島県に帰属する。

### (3) その他効果的な広報の実施

#### ア 内容

- ・ (1) のウに記載している SNS 投稿について、対象者が自発的に撮影・投稿したくなるフォトジェニックなコンテンツの企画・設置案を提示すること。
- ・ (2) で作成したデジタルチラシを効果的に周知するため、デジタルマーケティング手法を活用し、インターネット広告等の配信を行い、作成したランディングページに誘導するとともに口コミや SNS 投稿につなげる。
- ・ 実施する広告媒体は、キャンペーン対象者である、県内および首都圏・九州の若年層に対して到達確度の高い媒体を選択するものとし、以下の広告の中から、費用対効果を考慮し、効果的かつ効率的な組み合わせにより配信を行うこと。

例 ①検索連動型広告 (Google、Yahoo!JAPAN など)

②ディスプレイ広告 (GDN、YDN など)

③SNS 広告 (YouTube、LINE、Instagram、X、TikTok など)

④ジオターゲティング広告

⑤その他有効な広告媒体 (テレビCM、タウン誌、Tver、ABEMA など)

- ・ 配信に当たってアカウントが必要な場合には、受託者が作成するものとする。
- ・ 本キャンペーンで使用する WEB サイト (ランディングページ等) は、受託者が作成し、徳島県のドメインを使用することは出来ないものとする。
- ・ 選択した広告媒体には (2) で制作したものをを使用することを基本とするが、必要に応じて、広告文、バナー、画像等の広告素材を作成すること。
- ・ 徳島空港利用促進協議会が実施する事業の広告として、ふさわしくないウェブサイト等に配信されないよう配慮すること。

#### イ 実施時期

##### 自由提案

なお、SNS 広告等については、申請者累計が 400 人に到達するまで、定期的に広告を実施すること。頻度等は協議の上、決定する。

### (4) 報告

#### ア 月次報告

キャンペーンの進捗管理のため、申請実績を毎月報告すること。

なお、予算の残額が 300,000 円に到達したときは、日次報告を行うこと。

#### イ 実績報告

委託業務完了報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- ・ 委託業務の実施内容及び成果
- ・ 景品の送付実績の一覧
- ・ 申請内容の集計結果

## 6 個人情報の保護

本事業によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報を、この事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。

## 7 その他

- ・事業の実施に当たっては、委託者と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとする。また、作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。
- ・委託者は業務実施中に随時報告を求めることができることとする。

以上